

奈良工業高等専門学校図書館文献複写規程

平成10年10月 1日制定

平成19年12月21日改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校図書館が受託する文献複写は、校内の学科等の依頼でその経費を移算するものを除き、この規程の定めるところによる。

(受託の要件)

第2条 前条の文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限って受託することができる。

(申込手続き)

第3条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ別紙様式による申込書を情報メディア教育センター長に提出し、その承認を得なければならない。

(複写料金の納入)

第4条 前条の承認を得た者は、別に定める場合を除き、文献複写料金を前納しなければならない。

2 一旦納付した料金は、いかなる理由があっても還付しない。

(複写料金)

第5条 文献複写料金は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

文 献 複 写 料 金 表

種 別	規 格	単 位	料 金		備 考
			校内者	校外者	
電子式複写方式	A3版以下	一枚につき	20円	35円	

備考

- 1 「校内者」とは、奈良工業高等専門学校^の教職員及び学生からの、私費支弁による文献複写の申し込みを受託する場合をいう。
- 2 「校外者」とは、校内者以外の者からの文献複写の申し込みを受託する場合をいう。
- 3 文献複写料金のほか、送料は実費を徴収するものとする。

別紙様式（第3条関係）

文 献 複 写 申 込 書

奈良工業高等専門学校情報メディア教育センター長 殿

著作権に関する一切の責任は申込者が負い、下記のとおり申し込みます。

申 込	申込年月日 年 月 日	受 付	受付番号			
	所属又は勤務先		受付年月日 年 月 日			
	住所		校内・外区分 <input type="checkbox"/> 校内 <input type="checkbox"/> 校外			
	氏名		支払区分 <input type="checkbox"/> 私費 <input type="checkbox"/> 公費			
込	担当者	TEL	FAX			
公費負担で申し込む場合の支出責任者氏名						
誌（書）名						
卷号頁年						
著者						
論題						
複写不可能理由 1. 所蔵なし 2. 記入不備 3. その他（ ）						
複 写 料 金		数量	単価	金額	処 理 月 日	料金請求年月日 年 月 日
	複写料金					料金領収年月日 年 月 日
	送料					複写物引渡日 年 月 日
	合計					

備考

- (1) 文献複写申込者は、太線内の事項を正確に記入すること。
- (2) 文献複写の申込手続き及び複写料金の納入は、平日の9時から16時30分までとする。
- (3) 請求書による料金収納後、複写物を交付又は送付する。